

**公益社団法人日本アメリカンフットボール協会**  
**個人番号及び個人情報の保護に関する基本規程**

**第1章 総則**

**(目的)**

**第1条** この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下この法人という）定款第63条の規定に基づき個人情報及び個人番号（マイナンバー）の取扱いに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

**(定義)**

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律
- (2) 番号法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (3) 個人情報 生存する個人又は死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。第10号の広義のマイナンバーをすべて含むものとする。  
なお、死者に関する情報を含めることとするのは、専ら実務的に安全管理措置を十全とする目的によるものであり、個人情報保護法第2条第3項の個人情報取扱事業者への該当性の有無その他の法的義務の解釈については、法令の定めるところによる。
- (4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。  
ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの  
イ 前号に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (5) 個人情報ファイル 個人情報データベース等と同じ
- (6) 個人データ 個人情報データベース等（個人情報ファイル）を構成する個人情報をいう。
- (7) 保有個人データ この法人が、開示、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去並びに第三者への提供停止の全てを行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、以下に掲げるものは除く。
  - ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不法な行為を助長し、又は誘

発するおそれのあるもの

- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- ⑤ 6ヶ月以内に消去（更新を除く。）することとなるもの
- (8) マイナンバー 番号法第2条第5号の個人番号（番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの。死者のものを含む。狭義の個人番号。）をいう。
- (9) 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーその他政令の定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令の定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたカードであって、番号法又は番号法に基づく政令又は府省令の定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令の定める措置が講じられたものをいう。
- (10) マイナンバー個人情報 マイナンバー（マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。広義の個人番号。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (11) マイナンバー個人情報ファイル マイナンバーをその内容に含む個人情報データベース等（個人情報ファイル）をいう。ただし、マイナンバー関係事務以外の事務において、マイナンバーにアクセスできないよう適切にアクセス制御を行うものは、これに該当しない。
- (12) 本人 個人情報又はマイナンバーによって識別される特定の個人をいう。
- (13) 従業者 この法人の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。雇用関係にある従業員（正職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、派遣職員、理事、監事会計監査人、委員、名誉会長、顧問、のほか、請負契約又は委任契約に基づきこの法人の業務を遂行する者のうち、この法人の事業所において業務に従事するものも含まれる。
- (14) マイナンバー利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有するマイナンバー個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバー個人情報を利用して処理する事務をいう。
- (15) マイナンバー関係事務 番号法第9条第3項の規定によりマイナンバー利用事務に関して

- 行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (16) マイナンバー利用事務実施者 マイナンバー利用事務を処理する者及びマイナンバー利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (17) マイナンバー関係事務実施者 マイナンバー関係事務を処理する者及びマイナンバー関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (18) マイナンバー利用・関係事務実施者 番号法第12条の個人番号利用事務等実施者（マイナンバー利用事務実施者及びマイナンバー関係事務実施者）をいう。
- (19) 機微情報 次に掲げるものをいう。
- ア 思想、信条及び宗教に関する事項
  - イ 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報のみの場合を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、犯罪により害を被った事実
  - ウ 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
  - エ 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
  - オ 病歴その他の保健医療又は性生活に関する事項
  - カ 収入、家族関係
  - キ その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別に定める事項
- (20) 個人情報保護管理者（チーフ・プライバシー・オフィサー） 個人情報の安全管理措置の実施に関する責任者として、理事の中から理事会において選定されたものをいう。以下「CPO」と略称する。
- (21) 個人情報事務取扱責任者 個人情報に関する事務の責任者をいう。以下「取扱責任者」という。
- (22) 個人情報事務取扱担当者 指定された個人情報の事務を担当する者をいう。以下「事務担当者」という。
- (23) 個人情報監査責任者 公平かつ客観的な立場で、個人情報の管理状況について内部監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。以下「監査責任者」という。
- (24) 本人に通知 本人に直接知らしめることをいう。
- (25) 公表 広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。
- (26) 本人の同意 本人の個人情報が、この法人によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人（次に掲げる代理人を含む。）による意思表示をいう。
- ア 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - イ 同意をすることにつき本人が委任した代理人
- (27) 本人が容易に知り得る状態 本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、

簡単に知ることができる状態に置いていることをいう。

- (28) 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。） ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいう。
- (29) 提供 法的な人格を超えて、個人情報を利用可能な状態に置くことをいう。（個人情報が、物理的に移動（情報として複製された場合を含む。）されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用する権限が与えられおり、これを利用できる状態にあれば、「提供」に当たる。同一法人の内部等の法的な人格を超えない個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たる。）
- (30) 削除 不要な情報を除くことをいう。
- (31) 消去 保有個人データを保有個人データとして使えなくすることをいい、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。
- (32) 安全管理措置 個人データ及びマイナンバー個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データ及びマイナンバー個人情報の安全管理（番号法等の関係法令並びにこの法人の個人情報に関する基本方針、規程及び手順書等（以下「規程等」という。）の遵守を含む。）のために必要かつ適切（経営上、可能であるとともに事業目的の達成に最も効率的と考えられることを含む。以下安全管理措置について同じ。）な措置をいう。
- (33) 事故等 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくはこの法人の規程等に違反する行為をいう。
- (34) システム管理区域 個人データを取り扱う情報システムを管理する区域（サーバー室等）をいう。
- (35) 情報取扱区域 情報端末又は書類等を用いて個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。
- (36) 報道 不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- (37) 著述 出版物、放送、講演、インターネット又は電子媒体等その表現方法及び手段を問わず、人の知的活動により、創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現することをいう。ジャンルを問わず、構想、取材、執筆、編集、校正、印刷、製本及び刊行・発表その他の一連のプロセスのいずれもが該当する。

#### （適用）

**第3条** この規程は、この法人及びこの法人の従業者並びに従業者に対する監督行為について適用する。

- 2 請負契約又は委任契約に基づきこの法人の業務を遂行する者のうち、この法人の事業所において業務に従事することがないもの（理事、監事を除く。）及び任意監査の業務に当たる公認会計士又は監査法人については、この規程の定めのうち、委託に関する部分を適用し、その他の定めは適用しない。
- 3 この規程の定める事項のうち、死者の個人情報については、「本人に通知」の規定は、これを適用しない。「本人の同意」については、生前の同意を除き、これを適用しない。
- 4 次章の規定のうち、マイナンバー個人情報を除く個人情報の取扱いに関するものは、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、これを適用しない。
  - (1) この法人が業として行う報道の用に供する目的
  - (2) この法人が業として行う著述の用に供する目的
  - (3) この法人が業として行う学術研究（従業者個人の業績となるものを含む。）の用に供する目的
  - (4) この法人が業として行う政治上の施策を推進し、支持し、又はこれに反対する活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

#### （個人情報の定義からの除外）

**第4条** 次に掲げる要件のすべてに該当する電話帳、カーナビゲーションシステム等の個人情報データベース等及びこれを構成する個人情報は、この規程においてそれぞれ個人情報データベース等又は個人情報の定義から除外する。

- ① 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
- ② その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピューターの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。
- ③ その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

## 第2章 個人情報等の保護

### 第1節 総則

#### （利用目的の特定）

**第5条** 個人情報（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）を取り扱うに当

たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報のうち、マイナンバー個人情報の利用目的は、マイナンバー関係事務を行うために必要な限度で個人番号を利用する目的に限る。
- 3 個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### （マイナンバー個人情報を除く個人情報の取扱いの制限）

**第6条** 個人情報（マイナンバー個人情報を除く。以下この条において同じ。）の取扱いについては、前条の規定により特定された利用目的（同条第3項の変更をした後のものを含む。）の達成に必要な範囲を超えて、これを取り扱おうとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱おうとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
  - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (2) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) その他法令に基づく場合

#### （マイナンバー個人情報の取扱いの制限）

**第7条** マイナンバー個人情報については、第5条の規定により特定された利用目的（同条第3項の変更をした後のものを含む。）の達成に必要な範囲を超えて、これを取り扱ってはならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴ってマイナンバー個人情報を取得した場合は、承継前における当該マイナンバー個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該マイナンバー個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときには適用しない。

(各段階の安全管理措置)

**第8条** 次節以下の各段階における安全管理措置その他の安全管理措置については、この規程に定めるもののほか、第41条、第49条及び第53条の規定に基づき、別に定める。

**第2節 取得・収集**

(適正な取得)

**第9条** 個人情報（マイナンバー個人情報を含む。）は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(マイナンバーの提供の求めの制限)

**第10条** この法人及び従業者は、次の各号のいずれかに該当してマイナンバーの提供を受けることができる場合だけ、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、マイナンバーの提供を求めることができる。

- (1) マイナンバー利用事務のための提供（マイナンバー利用事務実施者がマイナンバー利用事務を処理するために必要な限度で提供するとき。）
- (2) マイナンバー関係事務のための提供（マイナンバー関係事務実施者がマイナンバー関係事務を処理するために必要な限度で提供するとき。）
- (3) 本人又はその代理人からの提供（代理人としては、国民年金法の第3号被保険者に関する届出のために、従業者がその配偶者のマイナンバーを記載した国民年金第3号被保険者関係届をこの法人に提出する場合における当該従業者を含む。）
- (4) マイナンバー個人情報の取扱いの全部若しくは一部の受託を受けるときの委託元からの提供
- (5) 合併その他の事由による事業の承継に伴う提供
- (6) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときの提供
- (7) その他番号法第19条の規定に基づく提供

(本人確認の措置)

**第11条** 前条の規定に基づき本人又は代理人からマイナンバーの提供を受けるときは、番号法第16条の定めに従い、個人番号カードの確認その他の手段により、本人であることを確認する措置（第2条第8号のマイナンバー（狭義の個人番号）が正確であること及び代理権の確認を含む。以下「本人確認措置」という。）を行わなければならない。

- 2 従業者からその扶養親族のマイナンバーの提供を受けるときは、当該従業者がマイナンバー関係事務実施者として扶養親族の本人確認措置を行うものとする。
- 3 本人確認措置に関し必要な事項は、取扱責任者が別に定める。

#### (マイナンバー個人情報の収集の制限)

**第12条** この法人及び従業者は、第10条各号のいずれかに該当する場合だけ、マイナンバー個人情報（他人のマイナンバーを含むものに限る。）を収集することができる。

- 2 前項において、収集とは、次に掲げる行為その他の方法により、集める意思をもってマイナンバー個人情報を自己の占有に置くことをいい、マイナンバー個人情報の提示を受けただけでは、これに当たらない。
  - (1) 人からマイナンバーを記載したメモを受け取り、又は人から聞き取ったマイナンバーをメモすること。
  - (2) 電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取り、又はプリントアウトすること。

#### (取得に際しての利用目的の公表又は通知)

**第13条** 個人情報（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人（従業者が自己又は扶養親族のマイナンバーを提供する場合における当該マイナンバーの本人を含む。）の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりこの法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。



- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

**(機微情報の取得についての特則)**

**第14条** 前条の規定にかかわらず、生存する個人の機微情報については、取得する際には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (2) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 当該機微情報が、本人、国の機関、地方公共団体その他次に掲げる者により公開されているとき。
  - ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
  - イ 著述を業として行う者
  - ウ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
  - エ 宗教団体
  - オ 政治団体
- (5) 学術的若しくは文化的活動及びその成果の普及発表を目的とする場合又は公共の利害に関する事実に係るもので、専ら公益を図る目的による場合（公人及び歴史上の人物の機微情報に限り、マイナンバー個人情報を除く。）
- (6) その他法令に基づく場合

**第3節 利用**

**(利用目的の変更時の通知又は公表)**

**第15条** 個人情報（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）の利用目的を変更した場合は、次に掲げる場合を除き、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりこの法人の権利又は正当な利益を害す

るおそれがある場合

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### (マイナンバー個人情報ファイルの作成の制限)

**第 16 条** マイナンバー個人情報ファイルは、次の各号のいずれかに該当してマイナンバー個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、マイナンバー関係事務を処理するために必要な範囲を超えてこれを作成してはならない。

- (1) 番号法第 5 2 条第 1 項の規定により求められたマイナンバー個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- (2) 国会による審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるときその他の番号法第 1 9 条第 1 2 号の定めるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則の定めるとき。

### 第 4 節 保管

#### (マイナンバー個人情報の保管の制限)

**第 17 条** この法人及び従業者は、第 10 条各号のいずれかに該当する場合だけ、マイナンバー個人情報（他人のマイナンバーを含むものに限る。）を保管することができる。

2 前項において保管とは、自己の勢力範囲内に保持することをいう。

#### (データ内容の正確性の確保)

**第 18 条** 個人データ（マイナンバー個人情報を含む。）は、利用目的の達成に必要な範囲内において、これを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

### 第 5 節 提供

#### (マイナンバー個人情報の提供の制限)

**第 19 条** この法人及び従業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マイナンバー個人

情報を提供してはならない。

- (1) マイナンバー関係事務実施者がマイナンバー関係事務を処理するために必要な限度でマイナンバー個人情報を提供するとき。
- (2) 本人又はその代理人がマイナンバー利用・関係事務実施者に対し、当該本人のマイナンバーを含むマイナンバー個人情報を提供するとき。
- (3) マイナンバー個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴いマイナンバー個人情報を提供するとき。
- (4) 番号法第52条第1項の規定により求められたマイナンバー個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- (5) 国会による審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるときその他の番号法第19条第12号の定めるとき。
- (6) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (7) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則の定めるとき。
- (8) 第28条の開示、第29条の訂正等及び第30条の利用停止等の手続に基づき本人に対して提供するとき。
- (9) その他番号法第19条の定めるとき。

#### (マイナンバー個人情報を除く個人データの第三者提供)

**第20条** 個人データ（マイナンバー個人情報を除く。）については、個人データを第三者に提供しようとするときは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (2) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 個人情報保護法第35条第2項の定める場合
- (5) **その他**法令に基づく場合

#### (マイナンバー個人情報及び機微情報を除く個人データに関するオプトアウト)

**第21条** 前条の規定にかかわらず、第三者に提供される個人データ（マイナンバー個人情報及び機微情報を除く。以下この条において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

**（委託及び共同利用等）**

**第22条** 次に掲げる場合において、当該個人データ（マイナンバー個人情報を除く。以下この条において同じ。）の提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
  - ア 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
  - イ 共同して利用される個人データの項目
  - ウ 共同して利用する事業者の範囲
  - エ 利用する者の利用目的
  - オ 当該個人データの管理について責任を有する事業者の氏名又は名称

2 前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する事業者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

3 同一の者が第1項第1号及び第3号に同時に該当する場合は、それぞれ対象となる個人データについて委託又は共同利用に関する規定を適用する。

**（本人が容易に知り得る状態）**

**第23条** 前2条において本人が容易に知り得る状態とする方法は、事業の性質及び個人情報の取

扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

2 雇用管理情報については、特に第三者への提供についての制約に配慮した方法により、本人が確実に知り得ると想定される状態に置くものとする。

#### (個人データに該当しない個人情報の第三者提供)

**第 24 条** 個人データに該当しない個人情報（マイナンバー個人情報及び機微情報を除く。以下この条において同じ。）の第三者への提供については、利用目的の範囲内又は個人情報保護法第 35 条第 2 項の定める場合に限り、これを第三者に提供できるものとする。

2 個人データに該当しない個人情報を書面、印刷物又はメールマガジン、WEB サイト、ブログ及び掲示板その他の電磁的方法（業務上の連絡のための電子メールを除く。）により第三者に提供する場合には、あらかじめ、取扱責任者の書面による許可を得なければならない。

#### (公人及び歴史上の人物の機微情報についての特則)

**第 25 条** 前条第 1 項の規定にかかわらず、この法人及び従業者は、公人及び歴史上の人物の機微情報（個人データ及びマイナンバー個人情報を除く。）については、学術的文化的調査研究若しくはその成果の普及啓発を目的とする場合又は公共の利害に関する事実に係るもので、専ら公益を図る目的による場合は、講演、講座、学会発表、印刷物、メールマガジン、WEB サイト、ブログ及び掲示板その他の目的に照らし合理的な方法により発表等を行うことができる。

### 第 6 節 保有個人データに関する事項等の公表、開示等

#### (保有個人データに関する事項の公表等)

**第 26 条** 取扱責任者は、保有個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) この法人の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第 15 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知の手續その他次に掲げる事項
  - ア 保有個人データの開示の手續
  - イ 保有個人データの内容の訂正、追加又は削除の手續
  - ウ 保有個人データの利用の停止又は消去の手續
  - エ 保有個人データの第三者への提供の停止の手續
  - オ 保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額（定めた

とき)

- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先

**(本人からの求めによる保有個人データに関する事項の通知)**

**第 27 条** 本人から、当該本人が識別される保有個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条の措置により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第 16 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

**(保有個人データの開示)**

**第 28 条** 本人から、当該本人が識別される保有個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）の開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) この法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 3 他の法令の規定により、本人に対し第 1 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

**(保有個人データの訂正等)**

**第 29 条** 本人から、当該本人が識別される保有個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）の内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容

の訂正等を行わなければならない。

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

#### （利用停止等）

**第 30 条** 本人から、当該本人が識別される保有個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）が本人の同意なく利用目的外で利用されているという理由又は偽りその他不正の手段により取得したものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（「消去」には当該データから特定の個人を識別できないようにすることを含む。以下あわせて「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 20 条（当該保有個人データがマイナンバー個人情報に該当する場合には第 19 条）の規定に違反して第三者へ提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

#### （理由の説明の努力義務）

**第 31 条** 第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

### (開示等の求めに応じる手続)

**第 32 条** 取扱責任者は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項その他の必要な事項を定めるものとする。

- (1) 開示等の求めの申出先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- (3) 開示等の求めをする者が本人又は第 3 項に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 手数料を徴収することとした場合の手数料の徴収方法

**2** 取扱責任者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、取扱責任者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

**3** 開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げるものとする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

**4** 前 3 項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

**5** 開示等の対象となる保有個人データが、マイナンバー個人情報である場合は、第 11 条に準じて本人確認の措置を行わなければならない。ただし、訂正等（削除を除く。）を行う場合を除き、マイナンバーの取得及び保管は、これを行ってはならず、マイナンバーの記載された書類等の郵送等を受けたときには、これを返却し、又は次条に準じ廃棄若しくは削除しなければならない。

## 第 7 節 廃棄

### (マイナンバー等の消去及び廃棄の義務)

**第 33 条** マイナンバーその他の個人情報は、目的とする事務を処理する必要がなくなった場合（関係法令において保存期間を定められているものについては、なおかつ、これを経過した場合）には、これをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

**2** マイナンバーについては、これを復元できない程度にマスキング又は削除した上で記載書類等の保管を継続することは、前項の「削除」に当たるものとする。



## 第3章 苦情処理

### (苦情等の処理)

**第34条** 個人情報の取扱いに関する苦情・相談の対応業務は、事務局が担当するものとする。

- 2 前項の苦情・相談については、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- 3 苦情・相談の対応業務の責任者は、適宜、CPOに苦情の内容を報告するものとする。

## 第4章 安全管理措置

### 第1節 総則

#### (安全管理措置)

**第35条** この法人は、安全管理措置を講じなければならない。

- 2 安全管理措置については、個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）が漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業及び組織の性質及び規模、取り扱う個人データの性質及び量等並びにこれらに起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 3 安全管理措置については、次に掲げる措置を検討し、これを構成する。なお、各号の措置の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 組織的安全管理措置 安全管理について従業員の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。
  - (2) 人的安全管理措置 個人情報（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）が法令及びこの法人の規程等に基づき適正に取り扱われるよう、従業員に対して、必要かつ適切な監督、教育・訓練等を行うことをいう。
  - (3) 物理的安全管理措置 個人情報を取り扱う事務を実施する区域の管理、個人情報及びこれを記録した機器及び媒体等の盗難及び損壊の防止等の措置をいう。
  - (4) 技術的安全管理措置 個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。

#### (従業員の監督)

**第36条** CPOは、その従業員に個人データ又はマイナンバー個人情報を取り扱わせるに当たっ

ては、当該個人データ及びマイナンバー個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (委託先の監督)

**第37条** CPOは、個人データの取扱い若しくはマイナンバー関係事務の全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の必要かつ適切な監督には、次に掲げる事項を含む。

- (1) 委託先の適切な選定
- (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- (3) 委託先における個人データの取扱状況の把握
- (4) 委託先による再委託（再委託を受けた者が当該個人データ【別案：マイナンバー個人情報】の取扱いの全部又は一部を委託する場合を含む。）先の安全管理に関する監督のために必要な措置

3 委託先の選定については、次に掲げる事項についてこの法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置（マイナンバー個人情報を除く個人データについては、自ら又は委託先の事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置）が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) 組織的安全管理措置

ア 当該委託に係る個人データ（以下「委託情報」という。）の安全管理措置を講じるための組織体制の整備

- (i) 委託する個人データ取扱事務又はマイナンバー関係事務の範囲の明確化
- (ii) (i)で明確化した事務において取り扱う個人データの範囲の明確化
- (iii) (i)で明確化した事務に従事する事務取扱担当者の明確化
- (iv) その他必要と認める事項

イ 委託情報の安全管理措置を定める規程等の整備とこれに基づく運用の確保

ウ 委託情報の取扱状況を一覧できる手段の整備

エ 委託情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善

オ 事故又は違反への対処

カ その他必要と認める事項

(5) 人的安全管理措置

- ア 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結その他の手段による従業者に対する必要かつ適切な監督
- イ 委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結
- ウ 従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施
- エ その他必要と認める事項

(6) 物理的安全管理措置

- ア システム管理区域及び情報取扱区域の明確化に基づく入退館（室）管理等の安全管理措置
- イ 個人データ並びにその記録された機器、電子媒体及び書類等の盗難及び破損等の防止
- ウ 個人データを記録した電子媒体等の持ち出しに係る漏えい等の防止
- エ 個人情報データベース等及びマイナンバーの削除並びにこれらを記録した機器及び電子媒体等の廃棄についての記録及び確認措置
- オ その他必要と認める事項

(7) 技術的安全管理措置

- ア 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- イ 事務担当者及び当該事務で取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するための適切なアクセス制御
- ウ 個人データへのアクセス権限の管理
- エ 個人データへのアクセスの記録
- オ 外部からの不正アクセス及び不正ソフトウェアからの保護
- カ 個人データの移送・送信時の情報漏えい等の防止対策
- キ 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ク 個人データを取り扱う情報システムの監視
- ケ その他必要と認める事項

(8) その他委託先の経営環境等

4 委託契約の締結については、次に掲げる事項（マイナンバー個人情報を除く個人データの取扱いを委託する場合は、第9号から第15号まで。）を契約内容に含めるものとする。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 事業所内からのマイナンバー個人情報の持出しの禁止
- (3) マイナンバー個人情報の目的外利用の禁止
- (4) 再委託を行わない旨又は再委託における条件
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- (6) 従業者に対する監督・教育

- (7) 契約内容の遵守状況についての具体的な期間ごとの報告又はこれについての報告を求められた際に報告する義務
  - (8) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる旨
  - (9) 委託契約終了後の個人データの返却、消去又は廃棄
  - (10) 委託先において、個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の従業者以外の者を含む）の氏名又は役職等をこの法人が把握する方法
  - (11) 次に掲げる事項その他の個人データの安全管理に関する事項
    - ① 個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
    - ② 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
    - ③ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
    - ④ 委託契約期間
  - (12) 契約内容が遵守されていることの確認方法
  - (13) 契約内容が遵守されなかった場合の損害の賠償その他の措置
  - (14) セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
  - (15) その他必要と認める事項
- 5 委託先は、この法人の許諾を得た場合に限り、委託に係るマイナンバー関係事務の全部又は一部の再委託をすることができる。再々委託以降についてもこの法人の許諾を必要とする。
- 6 マイナンバー関係事務を委託せず、マイナンバー個人情報の保管管理のみを委託する場合であって、契約によって委託先がマイナンバーをその内容に含む電子データを取り扱わない旨を定め、適切にアクセス制御を行っているときは、第1項に該当せず、安全管理措置についてこの法人に求められる水準においてこの法人自身が直接これを行う責務を有する。

## 第2節 組織的安全管理措置

### 第1款 総則

(組織的安全管理措置)

第38条 組織的安全管理措置として、次に掲げる事項を検討し、必要かつ適切な措置を講じる。

- (1) 安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- (2) 安全管理措置を定める規程等の整備とこれに基づく運用の確保
- (3) 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱状況を一覧できる手段の整備
- (4) 安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (5) 事故又は違反への対処
- (6) その他必要と認める措置

## 第2款 安全管理措置を講じるための組織体制の整備

### (個人情報等及び事務担当者の特定)

第39条 取扱責任者は、この法人が取り扱う個人情報その他の次に掲げるものについて、これを特定し、あわせてこれを取り扱う（取得、収集、利用、保管、第三者へ提供し、及び公表することを含む。以下同じ。）事務を特定する。

- (1) 個人情報（マイナンバー個人情報を除く。）
- (2) 個人情報データベース（マイナンバー個人情報ファイルを除く。）
- (3) マイナンバー個人情報
- (4) マイナンバー個人情報ファイル

- 2 マイナンバー個人情報を取り扱う事務は、マイナンバー関係事務に限定しなければならない。
- 3 取扱責任者は、第1項の事務の各々について、当該事務に従事して当該個人情報（マイナンバー個人情報を含む。）【別案：マイナンバー個人情報】を取り扱う事務担当者を、取得、入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、提供、消去・廃棄等の作業の段階ごとに必要最小限に限定して定める。

### (CPOの選定及び権限等)

第40条 理事会は、その決議により理事の中からCPOを選定し、解職する。

- 2 理事会は、CPOが欠けたときはこれを新たに選定しなければならない。
- 3 理事会は、CPOに事故あるときの代理を選任し、解任することができる。
- 4 CPOは、この規程において別に定める事項のほか、次の各号の権限と責任を有する。
  - (1) 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いの統括
  - (2) 個人データ及びマイナンバー個人情報がこの法人の規程等に基づき適正に取り扱われるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
  - (3) 個人データ及びマイナンバー個人情報の保護に関する従業者に対する啓発その他の教育研修の実施（指定した外部の研修に参加させることを含む。）
  - (4) 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いに関し、不正なアクセス、これらの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくはこの法人の規程等に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合の対応の統括
  - (5) 第2章第6節に規定する保有個人データに関する事項の通知等の手続の決定
  - (6) 前章に規定する苦情処理のために必要な体制の整備
  - (7) この法人を所管する主務大臣及びこの法人に適用される個人情報保護ガイドラインの確認
  - (8) その職務の執行の状況の報告の一環として、個人情報の取扱い及び安全管理措置の状況の

概要を年に1回以上、理事会に報告すること。

- 5 CPOは、従業者（委任された外部有識者を含む。）からCPOの業務を補佐する者を選任し、CPOを責任者として、この法人及び委託先における個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いを監督する管理委員会を設置することができる。

#### （理事の責務）

**第41条** 前条の規定にかかわらず、すべての理事は、この法人における個人情報の保護に関して善良なる管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」という。）及び忠実義務を負い、信頼の原則のもと個人情報の取扱いの状況を把握し、経営判断として、講ずべき安全管理措置があると認めるときは、所管事項の決定又は理事会への提案その他所要の措置を講じなければならない。

#### （取扱責任者）

- 第42条** CPOは、個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱事務の管理に関する事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる事務局長をもって取扱責任者とする。
- 2 取扱責任者とCPOは、兼ねることができる。ただし、この場合、取扱責任者は事務担当者となることができない。
- 3 代表理事は、取扱責任者となることができない。
- 4 取扱責任者は、この規程において別に定める事項のほか、次の各号の権限と責任を有する。
- (1) 事務担当者に対する必要かつ適切な監督
  - (2) 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱状況の記録及びその管理
  - (3) 個人データの取扱い又はマイナンバー関係事務を外部に委託する場合の委託先の選定、委託契約締結の承認又は契約締結についての上長若しくは理事会への提案、委託先における個人データ又はマイナンバー個人情報の取扱状況の把握

#### （事務担当者）

- 第43条** 事務担当者は、取扱責任者に指定された個人情報（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）及び取扱事務の範囲に限り業務を行う。
- 2 事務担当者は、前項の業務のほか、次に掲げる場合を除き、個人データ及びマイナンバー個人情報を何人（他の従業者を含む。）に対しても提示、媒体の交付及び送信等その知り得る状態にしてはならない。
- (1) 監査
  - (2) 取扱責任者、部門長又はシステム管理者から事務処理方法の指示を受けるために必要があるとき。

- (3) 事故等の発生の兆候若しくは発生のときにおける取扱責任者又はCPO等による調査
  - (4) 第32条の規定に基づく本人に対する保有個人データの開示
- 3 事務担当者は、個人情報の取扱いに関する留意事項について、定期的に教育研修を受けなければならない。
- 4 事務担当者の変更（退職を含む。）となった場合は、確実な引継ぎを行い、取扱責任者が引継ぎの完了を確認しなければならない。

#### （従業者の責務）

- 第44条** 従業者は、個人情報（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）に関連する法令及びこの法人の規程等並びにCPOその他の上長の指示に従って、個人情報を取り扱わなければならない。
- 2 マイナンバー関係事務の事務担当者及び取扱責任者以外の従業者は、この法人のマイナンバー関係事務に従事することができず、他の者に対し、マイナンバーが記載された書面の提示又は提供を求めてはならず、メモ、コピー、データコピーその他手段を問わず、他の者のマイナンバーを保管してはならない。
- 3 従業者は、この法人が管理する個人情報について、この規程に基づき指定された業務として行う場合を除き、この法人の業務に従事している間だけでなく、退職後も、この法人の従業者を含む他者に開示漏えいしてはならず、自己のため又は第三者のために使用してはならない。
- 4 この法人は、従業者に対して、個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。
- 5 従業者は、CPOが指定した研修（外部のものも含む。）を定期的に受けなければならない。
- 6 この法人にマイナンバーを提供した従業者は、マイナンバーが変更になったときは、速やかに担当部署に変更後のマイナンバーを提供しなければならない。

#### （情報システムに関する組織体制）

- 第45条** CPOは、個人データを取り扱う情報システムの運用管理を担当するシステム管理者を最小限に限定して指名する。
- 2 CPOは、前項のシステム管理者のほか、従業者から情報システム運用の責任者を指名することができる。

#### （監査責任者の選任等）

- 第46条** 監査責任者は、代表理事が選任し、解任する。
- 2 前項にかかわらず、代表理事がCPOであるときは、監査責任者は理事会の決議により選任

し、解任する。

#### (事故等の発生の兆候の報告)

**第 47 条** 次に掲げる者は、事故等の発生の兆候を把握した場合は、当該各号に定める者に対し、直ちに直接その旨報告しなければならない。

- (1) 取扱責任者 代表理事又はCPO
- (2) 事務担当者 取扱責任者又はCPO
- (3) 委員 取扱責任者又はCPO
- (4) 従業者 上長、取扱責任者又はCPO

#### (事故等の発生の報告)

**第 48 条** 次に掲げる者は、事故等の発生を把握した場合は、当該各号に定める者に対し、直ちに直接その旨報告しなければならない。

- (1) 代表理事 理事会及び監事
- (2) CPO 代表理事（代表理事がCPOである場合には、理事会）及び監事
- (3) 取扱責任者 CPO（CPOが取扱責任者であるときは、代表理事及び監事）
- (4) 事務担当者 取扱責任者（取扱責任者が事務担当者である場合には、CPO）
- (5) 委員 取扱責任者
- (6) 従業者 上長、取扱責任者、CPO、代表理事又は監事

### 第 3 款 安全管理措置を定める規程等の整備とこれに基づく運用の確保

#### (規程等の整備)

**第 49 条** CPOは、この規程に定める事項のほか、次に掲げる事項に関する規程等の整備により個人データ及びマイナンバー個人情報の安全管理に関する事項を定める必要があると認めるときは、その制定（必要な改廃を含む。以下同じ。）について、重要な業務執行の決定に該当する場合には理事会に提案を行い、その他の場合には本条の定めに基づきその権限において制定するものとする。

- (1) 個人データ及びマイナンバー個人情報を取り扱う情報システムの安全管理措置に関する事項
- (2) 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いに係る建物、部屋、保管庫等の安全管理に関する事項
- (3) 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いを委託する場合における委託先の選定基準、委託契約書のひな型、委託先における委託した個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱



状況を確認するためのチェックリスト等

(4) 従業員の研修の計画

(5) その他個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いに関する事項

2 CPO及び取扱責任者は、前項で整備した規程等に従った運用が確保されるために必要な管理を行うものとする。

#### (利用実績等記録の保持)

**第50条** 取扱責任者は、関係法令及び規程等に従って業務手続が適切に行われたか否かを確認し、監査するために必要な証拠として、システムログ又は利用実績の記録（以下「利用実績等記録」という。）となるものが作成され、保存されるように必要な管理を行う。

2 取扱責任者は、前項の利用実績記録等として、次に掲げるものが作成され、保存されるように必要な管理を行う。

(1) 個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）に関する情報システム利用申請書

(2) ある従業員に特別な権限を付与するための権限付与申請書

(3) 情報システム上の利用者とその権限の一覧表

(4) 建物等への入退館（室）記録

(5) マイナンバー個人情報ファイルの利用・出力状況の記録等

(6) システムログ（個人データへのアクセスの記録。例えば、誰がどのような操作を行ったかの記録。）

(7) 個人情報の含まれた書類・媒体等の持出しの記録

(8) 研修受講者実績一覧表

(9) 個人情報データベース（マイナンバー個人情報ファイルを含む。）の削除・廃棄の記録

(10) 前号の削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

(11) その他CPOが指定するもの

### 第4款 個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱状況を一覧できる手段の整備

#### (個人データ取扱台帳)

**第51条** 取扱責任者は、個人情報データベース等（マイナンバー個人情報ファイルを含む。）について、次に掲げる事項を記載した個人データ取扱台帳を主たる事務所に備え付け、その内容を定期的に確認して最新の状態を維持する。

(1) 個人情報データベースの種類、名称

(2) 取扱部署、責任者

- (3) 当該データベースに記録されている項目
  - (4) 明示・公表等を行った利用目的
  - (5) 保管場所、保管方法
  - (6) 事務担当者、アクセス権限を有する者
  - (7) 利用期限
  - (8) この法人の保有個人データであるか否か
  - (9) 削除・廃棄状況
  - (10) その他個人データの適正な取扱いを確保するための管理に必要な事項
- 2 前項の個人データ台帳取扱台帳には、マイナンバー個人情報を記載してはならない。

## 第5款 安全管理措置の評価、見直し及び改善

### (監査の実施)

- 第52条** 監査責任者は、策定した監査計画に基づき個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱状況を点検し、個人データ及びマイナンバー個人情報の取扱いが適法かつ適切に行われているかについて監査する。
- 2 監査責任者は、随時、従業員に対して、個人情報の取扱いについて報告徴収を求めることができる。従業員は、これに協力しなければならない。
  - 3 監査責任者は、個人情報保護対策に関する最新の技術的・経営的動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者その他の外部の有識者の協力を求め、又は外部監査を委託することができる。
  - 4 監査責任者は、年に1回以上、前項の監査の方法と結果を取りまとめ、これを代表理事及びCPO（代表理事がCPOである場合においては、理事会）並びに監事に報告する。
  - 5 この法人は、前4項の監査をもって、監事による監査に代えることはできない。

### (見直し及び改善)

- 第53条** CPOは、前条の監査の結果のほか、個人情報（マイナンバー個人情報を含む。）の取扱いに関する法令の制定・改正、社会通念の変化及び情報技術の進歩等の社会情勢の変化に応じて、定期的に安全管理措置の見直し及び改善（別の者の決裁を要する場合は、当該決定権者への提案を含む。）を行う。
- 2 理事会その他の決定権限を有するものは、第40条第4項第8号の報告、前条の監査報告、監事の意見及び前項の提案その他の判断材料に基づき必要かつ適切と認める改善を決定しなければならない。

## 第6款 事故又は違反への対処

### (事故等の発生への対処)

第54条 CPOは、事故等の発生を確認した場合は、事実調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行い、再発防止策を検討し、必要な措置の実施を統括する。

2 CPOは、当該事故等に係る情報の性質及び被害の程度を勘案し、主務大臣によるガイドラインを遵守して、次に掲げる各号の対処の必要性を検討した上で、必要な対処の実施を統括する。

- (1) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (2) 主務大臣、関係団体及び特定個人情報保護委員会に対する報告
- (3) 事実関係、再発防止策等の公表

## 第3節 人的安全管理措置

### (人的安全管理措置)

第55条 人的安全管理措置として、次に掲げる事項を検討し、必要かつ適切な措置を講じる。

- (1) 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結その他の手段による従業者に対する必要かつ適切な監督
- (2) 委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結
- (3) 従業者に対する規程等の周知・教育・訓練の実施
- (4) その他必要と認める措置

### (教育研修の計画)

第56条 CPOは、従業者に個人情報の取扱いに関するこの法人の規程等を遵守させ、個人情報の適正な取扱いに関する従業者の意識を高めるため、従業者が定期的に必要な教育研修を受けるよう、研修計画を策定する。

2 CPOは、従業者の研修の受講の状況を把握し、前項の目的を達成するために必要な措置を講じるものとする。

### (従業者に対するモニタリング)

第57条 従業者に対するビデオ又はオンラインによるモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する場合は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) モニタリングの目的（取得する個人情報の利用目的）をあらかじめ特定し、規程等に定めるとともに、従業者に明示すること。

- (2) モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。
  - (3) モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた規程等の案を策定するものとし、事前に従業者に徹底すること。
  - (4) モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監査又は確認を行うこと。
- 2 前項において、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行い、その重要事項を定めたときは、当該個人情報の本人に該当する者に周知する。

#### 第4節 物理的安全管理措置

##### (物理的安全管理措置)

**第58条** 物理的安全管理措置として、次に掲げる事項を検討し、必要かつ適切な措置を講じる。

- (1) システム管理区域及び情報取扱区域の明確化に基づく入退館（室）管理等の安全管理措置
- (2) 個人データ（マイナンバー個人情報を含む。以下この条において同じ。）並びにその記録された機器、電子媒体及び書類等の盗難及び破損等の防止
- (3) 個人データを記録した電子媒体等の持ち出しに係る漏えい等の防止
- (4) 個人情報データベース等及びマイナンバーの削除並びにこれらを記録した機器及び電子媒体等の廃棄についての記録及び確認措置
- (5) その他必要な措置

##### (システム管理区域及び情報取扱区域の明確化に基づく入退館（室）管理等の安全管理措置)

**第59条** システム管理区域及び情報取扱区域については、取扱責任者が区画を指定する。

- 2 システム管理区域については、入退館（室）管理を行うとともに、機器等の持ち込みを制限する。
- 3 情報取扱区域については、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等により個人情報（マイナンバー個人情報を含む。）の安全管理を図る。

##### (個人データ並びにその記録された機器、電子媒体及び書類等の盗難及び破損の防止)

**第60条** 事務室に最初に入室し、又は最後に退室する者は、記録簿に記名の上、施錠しなければならない。

- 2 個人データ及びマイナンバー個人情報を記載した電子媒体及び書類は、施錠できる保管場所に保管しなければならない。
- 3 コンピューターは、セキュリティワイヤー等により固定し、又は施錠できる保管場所に保管しなければならない。

- 4 個人データ及びマイナンバー個人情報を記載した書類、媒体等を机上に放置してはならない。情報取扱区域である会議室において業務を行う際には、入退室の都度、施錠を行う。
- 5 コンピューターには、パスワード付きスクリーンセイバが10分で起動するように設定する。
- 6 この法人の所有でない記録機能を有するスマートフォン、USBメモリ、ハードディスクドライブ等の機器（以下「電子媒体等機器」という。）は、この法人の機器に接続してはならない。
- 7 取扱責任者による指定がある場合を除き、クラウドサービスに個人情報データベース等（マイナンバー個人情報ファイルを含む。）を保存してはならない。
- 8 個人情報に係る電子ファイルについては、定期的にバックアップを行う。

#### （コンピューター及び電子媒体等の持ち出し）

第61条 個人情報データベース等（マイナンバー個人情報ファイルを含む。）を記録した電子媒体等及びコンピューターは、これを情報取扱区域の外へ持ち出してはならない。

- 2 個人情報データベース等を記録した電子媒体等を情報取扱区域の外へ持ち出す際には、取扱責任者の書類による許可を必要とし、当該個人情報データベース等について、推定することが不可能なパスワードを用いて暗号化した状態で記録するものとする。
- 2 個人情報データを記録した書類は、提出先のマイナンバー利用事務実施者へ提出するときに限り、これを情報取扱区域から持ち出すことができる。この場合において、当該書類は、封筒に封入し、鞆に入れて搬送するものとする。

#### （削除・廃棄の記録）

第62条 個人情報データベース等若しくはマイナンバーを削除した場合、又はこれらを記録した機器及び電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存しなければならない。

また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

- 2 前項の記録には、マイナンバーを含めてはならない。

### 第5節 技術的安全管理措置

#### （技術的安全管理措置）

第63条 技術的安全管理措置として、個人情報データベース等（マイナンバー個人情報ファイルを含む。以下この条において同じ。）を取り扱う情報システムについて、次に掲げる事項を検

討し、必要かつ適切な措置を講じる。

- (1) アクセスにおける識別と認証
- (2) 事務担当者及び当該事務で取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するための適切なアクセス制御
- (3) アクセス権限の管理
- (4) アクセスの記録
- (5) 外部からの不正アクセス及び不正ソフトウェアからの保護
- (6) 個人データの移送・送信時の情報漏えい等の防止対策
- (7) 情報システムの動作確認時の対策
- (8) 情報システムの監視
- (9) その他必要と認める措置

## 第5章 懲罰

(罰則)

**第64条** 本規程その他の規程等に違反した職員（就業規則の対象となる者に限る。）に対しては、就業規則に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては、契約又は法令に照らしで決定する。

2 前項の定めにかかわらず、公益通報者保護法の定める公益通報者については、同法の定めるところにより、これを保護しなければならない。

## 第6章 補則

(改廃)

**第65条** この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則（平成28年3月19日平成27年度第5回理事会決議）

この規程は、平成28年3月19日から施行する。